

## 議案第 4 5 号

### 飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）

飯能市都市計画税条例（昭和 3 2 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 9 項を附則第 2 0 項とし、附則第 1 8 項を附則第 1 9 項とする。

附則第 1 7 項中「附則第 7 項及び第 9 項」を「附則第 8 項及び第 1 0 項」に、「附則第 7 項及び第 1 0 項」を「附則第 8 項及び第 1 1 項」に、「附則第 8 項、第 1 0 項及び第 1 1 項」を「附則第 9 項、第 1 1 項及び第 1 2 項」に、「附則第 1 0 項から第 1 2 項まで」を「附則第 1 1 項から第 1 3 項まで」に、「附則第 1 3 項から第 1 5 項まで」を「附則第 1 4 項から第 1 6 項まで」に、「附則第 1 4 項」を「附則第 1 5 項」に改め、同項を附則第 1 8 項とする。

附則第 1 6 項の前の見出しを削り、同項を附則第 1 7 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付する。

附則第 1 5 項を附則第 1 6 項とし、附則第 1 4 項を附則第 1 5 項とする。

附則第 1 3 項の前の見出しを削り、同項を附則第 1 4 項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第 1 2 項を附則第 1 3 項とする。

附則第 1 1 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 1 2 項とする。

附則第 1 0 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 1 1 項とする。

附則第 9 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 1 0 項とする。

附則第 8 項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項の前の見出しを削り、同項を附則第 8 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の

都市計画税の特例)」を付する。

附則第 6 項を附則第 7 項とし、附則第 5 項を附則第 6 項とし、附則第 4 項の次に次の 1 項を加える。

(法附則第 15 条第 38 項の条例で定める割合)

5 法附則第 15 条第 38 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の飯能市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 43 号）の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 39 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

令和 6 年 6 月 7 日提出

飯能市長 新 井 重 治

飯能市都市計画税条例新旧対照表

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>附 則</p> <p><u>(法附則第 1 5 条第 3 8 項の条例で定める割合)</u></p> <p><u>5 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u></p> <p>(法附則第 1 5 条第 4 2 項の条例で定める割合)</p> <p><u>6 省略</u></p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p><u>7 省略</u></p> <p><u>(宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p> <p><u>8 省略</u></p> <p><u>9 省略</u></p> <p><u>1 0 附則第 8 項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 2 を乗じて得た額 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 (第 1 8 項を除く。) 又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める</u></p> | <p>附 則</p> <p>(法附則第 1 5 条第 4 2 項の条例で定める割合)</p> <p><u>5 省略</u></p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p><u>6 省略</u></p> <p><u>(宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p> <p><u>7 省略</u></p> <p><u>8 省略</u></p> <p><u>9 附則第 7 項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 2 を乗じて得た額 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 (第 1 8 項を除く。) 又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗</u></p> |

率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

1.1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

1.2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15

じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

1.0 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

1.1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15

条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

1.3 省略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

1.4 省略

1.5 省略

1.6 省略

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

1.7 省略

1.8 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、同項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用され

条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

1.2 省略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

1.3 省略

1.4 省略

1.5 省略

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

1.6 省略

1.7 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、同項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用され

|                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>る法附則第18条第6項に、<u>附則第14項から第16項までの「市街化区域農地」</u>とは法附則第19条の2第1項に、<u>附則第15項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」</u>とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p>(読替規定)</p> <p><u>19</u> 省略</p> <p>(令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等に対して課する都市計画税の特例)</p> <p><u>20</u> 省略</p> | <p>る法附則第18条第6項に、<u>附則第13項から第15項までの「市街化区域農地」</u>とは法附則第19条の2第1項に、<u>附則第14項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」</u>とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p>(読替規定)</p> <p><u>18</u> 省略</p> <p>(令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等に対して課する都市計画税の特例)</p> <p><u>19</u> 省略</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

4 第一項の場合には、令和六年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項に規定する小規模住宅用地である部分（以下この項において「小規模住宅用地である部分」という。）同条第一項に規定する一般住宅用地である部分（以下この項において「一般住宅用地である部分」という。）又は同条第一項に規定する非住宅用地等である部分（以下この項において「非住宅用地等である部分」という。）のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに前二項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

5 前三項の規定は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税について準用する。この場合において、第二項中「附則第十八条第六項第一号から第三号まで」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第一号から第三号まで」と、「第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第二号」と、「第二十八号（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十五号又は第二十七号の四の二」と、第三項中「附則第十八条第六項第二号」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第三号」と、「第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十五号又は第二十七号の四の二」と、前項中「及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十五号及び第二十七号の四の二」と読み替えるものとする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第二十二條 新法第四百六十三条の四第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第四百五十五条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する軽自動車税の環境性能割について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第二十三條 新法第四百八十四条第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第四百八十条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する市町村たばこ税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した市町村たばこ税については、なお従前の例による。

（鉱産税に関する経過措置）

第二十四條 新法第五百三十七条第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に申告書の提出期限が到来する鉱産税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した鉱産税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第二十五條 新法第六百十條第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第六百六条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する特別土地保有税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した特別土地保有税については、なお従前の例による。

（市町村法定外普通税に関する経過措置）

第二十六條 新法第六百八十九条第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第六百八十六條第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する市町村法定外普通税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した市町村法定外普通税については、なお従前の例による。

（入湯税に関する経過措置）

第二十七條 新法第七百一十條第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に納入申告書の提出期限が到来する入湯税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した入湯税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第二十八條 新法第七百一十條の六十二第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第七百一十條の五十八第一項に規定する申告書の提出期限が到来する事業所税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した事業所税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十三條第五項の規定は、附則第一條第七号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和六年度以後の年分の個人の事業（同日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに令和六年度の年分の個人の事業及び令和六年度の個人の事業で同日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第二十九條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和五年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受けた旧法附則第十五条第三十二項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に整備された旧法附則第十五条第三十九項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（水利地益税等に関する経過措置）

第三十條 新法第七百三十三條の四第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和五年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 新法第七百三十二條第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に納入申告書の提出期限が到来する水利地益税等について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した水利地益税等については、なお従前の例による。

（法定外目的税に関する経過措置）

第三十一條 新法第七百三十三條の十九第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第七百三十三條の十六第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する法定外目的税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した法定外目的税については、なお従前の例による。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置）

第三十二條 第五條の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法附則第十四項の規定は、令和七年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金について適用し、令和六年度分までの国有資産等所在市町村交付金については、なお従前の例による。

（航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十三條 第八條の規定による改正後の航空機燃料譲与税法（次項及び第三項において「新航空機燃料譲与税法」という。）の規定は、令和六年度以後の年度分の航空機燃料譲与税について適用し、令和五年度分までの航空機燃料譲与税については、なお従前の例による。

2 令和六年度における新航空機燃料譲与税法第二條及び第二條の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新航空機燃料譲与税法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| 第二條第一項 | 若しくは旅客数 | 旅客数                             |
|--------|---------|---------------------------------|
|        | 又は世帯数   | 若しくは着陸料の収入額若しくは当該収入額を按分した額又は世帯数 |

第二條第三項中「においては、同項の額の二分の一の額を同項第一号の着陸料の収入額で、他の三分の一は、市町村譲与額の四分の一の額を同項第一号イの延べ重量で、市町村譲与額の他の四分の一の額を同号ロの旅客数で、市町村譲与額の二に改め、同条第三項中「第一項第一号の着陸料の収入額及び」を「第一項第一号イの延べ重量及び同号ロの旅客数並びに」に改める。

第二條の二第一項中「相當する額」の下に、「次項において『都道府県譲与額』という。」を加え、  
「前条第一項第一号の着陸料の収入額」を「前条第一項第一号イの延べ重量」に、「着陸料の収入額  
の合計額」を「延べ重量の合計重量」若しくは同号口の旅客数（同号の市町村が二以上ある場合には、同項の額の二分の一の額を同項に係る当該旅客数の合計数）に改め、同条第二項中「においては、同項の額の四分の一の額を同項の着陸料の収入額又はその合計額で、他の」を「は、都道府県譲与額の四分の一の額を同項の旅客数の四分の一の額を同項の延べ重量又はその合計重量で、都道府県譲与額の他の」に改め、同条第三項中「前条第一項第一号の着陸料の収  
入額」を「前条第一項第一号イの延べ重量若しくは同号口の旅客数」に、「補正された収入額」を「補  
正された延べ重量若しくは旅客数」に、「同項第一号の着陸料の収入額」を「同項第一号イの延べ重  
量若しくは同号口の旅客数」に改める。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）  
 第九條 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項及び第二十九條中「十分の五」を「百分の五十五」に、「十分の二」を「百分の二」に、「十分の三」を「百分の二十五」に改める。

附則

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第七十二条の八十八第一項並びに第七十二条の九十五第一項第二号及び第二項の改正規定 公布の日から起算して十日を経過した日

第二條中地方税の目次の改正規定、同法第十一條第一項及び第五項の改正規定、同法第一條第九を第十一條の十とし、第十一條の八の次に一條を加える改正規定並びに同第四節中第十一條の九を第十一條の十とし、第十一條の八の次に一條を加える改正規定並に同

[illegible][illegible][illegible]

力条第一項及び第二項 第七十一條の第十三項 第七十二條の第十四項  
二項、第七百二十二條第一項及び第二項並びに第七百三十三條の十九第一項及び第二項の改正規則を定むるに同法附則第五條の四の二、第四十四條の第三項及び第三十三項並びに第四十五條の女王陛下の

[illegible]

三  
条第一項、第三十條第二項及び第三十一條の規定 令和七年一月一日  
第二條並びに附則第七條及び第十五條の規定 令和七年四月一日

四 第三條中地方税法第七十二條の二第一項第一号及び第二項並びに第七十二條の二十六第九項の改正規定並びに同法附則第八條の三の三の見出しを削り、同條の前に見出しを付する改正規定、

同条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条第一項から第三項までの規定 令和八年四月一日

五 第一条中地方税法附則第三十三條第五項の改正規定(「令和六年六月三十日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年分」を「令和七年分」に改める部分に限る。) 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律(令和六年法律第 号) 附則ただし書に規定する規定の施行の日

六 第一条中地方税法第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の改正規定並びに同法附則第八条第十一項及び第十二項の改正規定並びに附則第四条第五項及び第十八条第二項の規定 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の施行の日

七 第一条中地方税法附則第三十三條第五項の改正規定(「令和六年六月二十日」を「令和八年二月三十一日」に、「令和五年分」を「令和七年分」に改める部分を除く。)及び附則第二十八條第二項の規定 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律 (令和六年法律第二十号) の施行の日

八 第一条中地方税法附則第十条に二項を加える改正規定（第八項に係る部分に限る。）及び同法附則第十五条第三十三項の改正規定（都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の施行の日

九 第一条中地方税法附則第十五条第一項の改正規定（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律）を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「以下この項において「流通業務総合効率率

「促進法」という（第四條第一項）を（第六條第一項）に（流通業務総合効率化促進法第二條第二項）を（同法第四條第二項）に改める部分に限る。）流通業務の総合化及び効率化の促進に關する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の施行

第三條（第四号及び次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第八條第四項、第十條及び第三

十七条の規定 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十一号）の施行の日  
 第三条中地方税法第三十七条の二第一項第三号及び第三百十四条の七第一項第三号の改正規

定並びに同法附則第三條の二の四第一項及び第三項の改正規定並びに附則第五條及び第十九條の規定 前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

（第二次納稅義務に關する経過措置）  
 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十一条の九の規定は、前条

第二号に掲げる規定の施行の日（以下「二号施行日」という。）以後に偽りその他不正の行為により免れ、又は還付を受けた地方団体の徴収金について適用する。

（保全差押えに関する経過措置）

新法第十六条の四第四項の規定は、二号施行日以後にされる同条第一項の規定による決定に

ついで適用し、二号施行日前にされた第一条の規定による改正前の地方税法（附則第二十条及び第二十九条において「旧法」という）第十六条の四第一項の規定による決定については、なお従前の

例による。  
(道府県民税に関する経過措置)

第四條 新法第七十一條の十五第一項及び第二項の規定は、二號施行日以後に地方税法第七十一條の十一第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の利息割について適用し、二號施行日以後に地方税法第七十一條の十一第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の利息割について適用しない。

施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の利子割については、なお従前の例による。

十一第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の配当割について適用し、二号施行目的の当該提出期限が到来し、道府県民税の配当割については、なお従前の例による。

新法第七十一条の五十六第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第七十一条の五十二第二項規定する内人申告書の提出期限が到来する道府県民税の課税年度及び所管別について簡易課税制度を適用する内人の場合において、その適用を受ける内人の課税額に、前年度の課税額と異なる部分があるときは、その異なる部分を、当該課税年度の課税額から控除し、その残額を課税額とする。

用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民氏の株式等譲渡所得割については、なお従前通り適用し、前号の例による。

別の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。



[illegible]

# 参考

(抜粋)

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御電

令和六年三月三十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

## 法律第四号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次並びに第十一条及び第五項中「第十一条の九」を「第十一条の十」に改める。

第一章第四節中第十一条の九を第十一条の十とし、第十一条の八の次に次の一条を加える。

(偽りその他不正の行為により地方団体の徴収金を免れた株式会社等の役員等の第二次納税義務)

第十一条の九 偽りその他不正の行為により地方団体の徴収金を免れ、又は地方団体の徴収金の還付を受けた株式会社、合資会社又は合同会社がその地方団体の徴収金を納付し、又は納入してい

ない場合において、その株式会社、合資会社又は合同会社に対し滞納処分をしてもなおその徴収すべし額に不足すると認められるとき(合資会社又は合同会社にあつては、第十一条の二の無限責任社員に対し滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限る。)、その偽りその他不正の行為をしたその株式会社の役員又はその合資会社若しくは合同会社の業務を執行する有限責任社員(その役員又は有限責任社員を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合にその株式会社の役員又は有限責任社員が法人税法第六十七条第二項に規定する会社に該当する場合におけるその役員又は有限責任社員に限る。以下この条において「特定役員等」という。)、は、その偽りその他不正の行為により免れ、若しくは還付を受けた地方団体の徴収金の額又はその株式

会社、合資会社若しくは合同会社の財産のうち、その偽りその他不正の行為があつた時以後に、その特定役員等が移転を受けたもの及びその特定役員等が移転をしたもの(その株式会社、合資会社又は合同会社の取引の内容その他の事情を勘案して、当該取引の相手方との間で通常の取引の条件に従つて行われたと認められるその株式会社、合資会社又は合同会社の各事業年度の収益に係る売上原価、販売費又は一般管理費の額の基となる取引その他の政令で定める取引として移転をしたものを除く。の)の額のいずれか低い額を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

第十六条の四第四項第二号及び第三号中「六月」を「一年」に改め、同条第十二項に後段として次のように加える。

この場合において、第四項第二号及び第三号中「一年」とあるのは、「六月」と読み替えるものとする。

第二十三条第一項第四号イ及びロ中「第七項から第九項まで及び第十二項」を「第十三項から第十五項まで及び第二十三項」に改める。

第五十三條第二十三項中「法人で、」の下に「当該事業年度の中間期間(同法第八十条第五項又は第百四十四條の十三第三十一項に規定する中間期間をいう。以下この項から第二十五項までにおいて同じ。又は」を加え、又は中間期間(同法第八十条第五項又は第百四十四條の十三第三十一項に規定する中間期間をいう。次項及び第二十五項において同じ。)」を「若しくは中間期間」に改め、同条第二十六項中「法人について、」の下に「当該事業年度の中間期間(同法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。以下この項から第二十九項までにおいて同じ。又は」を加え、又は中間期間(同法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。次項から第二十九項までにおいて同じ。)」を「若しくは中間期間」に改め、同条第二十七項中「開始する」を「終了する」に改める。

第七十一条の十五第一項中「納入申告書」の下に「又は第二十條の九の二第三項に規定する更正請求書(次項において「更正請求書」という。)」を加え、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「をした」を「をし、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七十一条の三十六第一項中「納入申告書」の下に「又は第二十條の九の二第三項に規定する更正請求書(次項において「更正請求書」という。)」を加え、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「をした」を「をし、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七十一条の五十六第一項中「納入申告書」の下に「又は第二十條の九の二第三項に規定する更正請求書(次項において「更正請求書」という。)」を加え、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「をした」を「をし、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七十二条の五第一項第七号中「及び金融経済教育推進機構」を「金融経済教育推進機構及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構」に改める。

第七十二条の二十三第二項中「法人税法」の下に「第二十七條」を加え、同条第三項第二号中「若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第九十一條の規定による改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護(同法第十五條の二第二項第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定する介護療養施設サービスに限る。)」を削り、同条第四号中「若しくは同法」を「又は同法」に改め、又は健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百十條の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法の規定により施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護療養施設サービスのうち当該施設介護サービス費の額の算定に係る当該指定介護療養施設サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分」を削る。

第七十二条の四十七第一項中「提出し、又は」を「提出し、又は第二十條の九の二第三項に規定する更正請求書(次項において「更正請求書」という。)」を提出した」に改め、同条第二項中「をし、若しくは」を「をし、」に、「提出した」を「提出し、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七十二条の七十六中「事業所統計」を「経済構造統計(総務省令で定めるものに限る。)」に改める。

第七十二条の七十八第二項第一号中「この項」の下に「及び第七十二条の八十の三」を加える。

第七十二条の八十の二の次に次の一条を加える。

(特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用)

第七十二条の八十の三 消費税法第二條第一項第四号の二に規定する国外事業者が国内において行う同項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供(同項第八号の四に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。が同法第十五條の二第二項に規定するデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する特定プラットフォーム事業者(以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。を介して收受するものである場合には、当該特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、この節の規定を適用する。)

第七十二条の八十八第一項中「第三項並びに第七十二条の九十三第二項及び第四項」を「以下この款」に改める。

第七十二条の九十五第一項第二号中「又は」を「若しくは」に、「還付」を「還付を受け、又は第七十二条の九十三第一項若しくは第四項の規定による更正による還付(更正の請求に基づく更正によるものに限る。)」に改め、同条第二項中「申告書」を「申告書又は第二十條の九の二第三項に規定する更正請求書(第七十二条の九十三第一項又は第四項の規定による更正による還付のうち譲渡割の中間納付額に係るもの以外のものを受けようとするものに限る。)」に、「者に係るもの」を「場合」に改める。